

見積競争公告

次のとおり見積競争に付します。

令和6年5月20日

全国健康保険協会広島支部

支部長 松原 真児

1. 調達内容

(1) 調達件名

機密文書廃棄処理業務委託

(2) 調達案件の仕様等

仕様書及び契約書による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

(4) 履行場所

仕様書による。

(5) 見積競争方法

1 kg当たりの単価(搬送経費等、処分に係る全ての経費を含む)をもって見積競争に付する。
契約の決定に当たっては、見積書に記載された1 kg当たりの単価の金額をもって決定する。
なお、見積競争に参加を希望する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額(税抜額)を見積書に記載すること。

2. 競争参加資格

- (1) 全国健康保険協会会計細則第30条及び第31条の規程に該当しない者であること。
- (2) 令和04、05、06年度 厚生労働省競争参加資格(全省庁統一参加資格)「役務の提供等」のいずれかの等級に格付けされ、中国地域の競争参加資格を有する者であること。
- (3) 競争参加資格確認書類(別途指示)を当協会広島支部へ提出し、承認を受けた者であること。
- (4) 競争参加資格確認書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (5) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (6) 当該案件を確実に履行できると認められる者であること。
- (7) 全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。
- (8) 厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の適用を受けている者にあつては、直近1年間について保険料に未納がない者、健康保険組合等の適用を受けている者にあつては、直近1年間について厚生年金保険料に未納がない者であること。また、厚生年金保険の適用を受けない場合は、事業主が直近1年間について国民年金の未加入及び国民年金保険料の未納がない者であること。
- (9) 損害賠償請求を全国健康保険協会から受けていない者であること。
- (10) プライバシーマーク、ISO/IEC 27001又はJISQ 27001又はISO 14000のいずれかの

認証を取得している者であること。

- (11) 自社内に破砕処理若しくは溶解処理設備を有する者であること（最終的には溶解処分とする。）。
- (12) 完全密閉型の機密扱い文書収集運搬車両を保有する者であること。
- (13) 行政機関等で、同様の委託業務を受託した実績のある者で受託期間中に契約違反等を発生させたことのない者であること。

3. 見積書の提出場所等

- (1) 仕様書等の交付場所、見積書の提出場所及び内容等に関する問い合わせ先

〒732-8512 広島市東区光町1-10-19 日本生命広島光町ビル2階
全国健康保険協会広島支部 企画総務グループ 担当 富田・鬼塚
電話 082-568-1014

- (2) 見積書及び競争参加資格確認書類の提出期限

期限 令和6年5月31日（金） 午後5時15分

※郵送の場合も上記日時までに必着とする。

- (3) 見積書の提出方法等

- ・ 見積書の様式は任意とする。
- ・ 見積書には、会社名称・代表者氏名を記載し、代表者印を押印すること。
但し、代理として支店長が当該氏名を記載し、支店長印を押印した見積書でも有効とする。
- ・ 郵送で提出する場合は、封筒の目立つ場所に「機密文書廃棄処理業務委託に係る見積書 在中」と朱書きをすること。

4. その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 契約保証金 全額免除とする。

- (3) 見積競争に参加を希望する者に要求される事項等

- ・ この見積競争に参加を希望する者は、競争参加資格確認書類を見積書に添えて提出しなければならない。
- ・ 見積競争に参加を希望する者は、競争参加資格確認書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- ・ 提出した見積書の差替え、変更、取消はできないものとする。
- ・ 見積書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
- ・ 一旦受領した書類は返却しない。

- (4) 見積書の無効

- ・ 記載漏れ、押印漏れ又は判読不能のものは無効とする。
- ・ 本公告に示した競争参加資格のない者の提出した見積書、見積競争に参加を希望する者に求められる義務を履行しなかった者の提出した見積書、その他見積の条件に違反した見積書は無効とする。
- ・ 競争参加資格確認書類により当該案件を確実に履行できると認められないと判定された者

が提出した見積書は無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 契約相手方の決定方法

- ・ 本公告に示した業務を履行できると全国健康保険協会広島支部長が判断した資料を添付して見積書を提出した者であって、有効な見積りを行った者を契約の相手方とする。
- ・ 同価格の見積書を提出した者が複数いる場合においては、当協会広島支部が指定する方法及び日時場所において、くじ引きにより契約の相手方を決定する。

ただし、見積書を提出した者が直接くじを引くことができない場合は、これに代わって見積事務に関係のない支部職員にくじを引かせるものとする。

(7) 手続きにおける交渉の有無 無

(8) 見積結果の通知

- ・ 見積競争の結果、契約の相手方に決定した者には、令和6年6月7日（金）午後3時までに電話で連絡することとする。

【全国健康保険協会会計細則】

（競争に参加させることができない者）

第30条 契約責任者等は、次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させることができない。

- （1）契約を締結する能力を有しない者。ただし、未成年、被保佐人及び被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
- （2）破産者で復権を得ない者。

（競争に参加させないことができる者）

第31条 契約責任者等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があった後3年以内の期間を定めて競争に参加させないことができるものとする。

- （1） 契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - （2） 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - （3） 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - （4） 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者
 - （5） 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - （6） 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者
 - （7） 前各号のいずれかに該当する事実があったことにより3年以内の期間を定めて競争に参加させないこととされている者を、その期間、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 2 契約責任者等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者についても競争に参加させないことができる。
- 3 第1項の適用を受けるものに関する事務の取扱いについては、別に定めるところによる。